

# 一宮町被災住宅修繕緊急支援事業補助金交付要綱

令和元年12月10日

告示第19号

(目的)

第1条 町長は、令和元年台風第15号からの一連の災害（以下「台風」という。）による被災者の生活の安定と住宅の安全確保を図るため、台風により被災した町内の住宅の屋根又は外壁等の修繕工事を行う者に対し、予算の範囲内で、一宮町補助金等交付規則（平成7年一宮町規則第12号）及びこの告示に基づき補助金を交付する。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 住宅 台風により屋根又は外壁等が被災した町内に存する住宅であって、町が交付した罹災証明書の判定結果が半壊（既に応急修理を受けたものを除く。）又は一部損壊であるものをいう。
- (2) 修繕工事 屋根又は外壁等を修繕する工事及びこれに附帯する工事をいう。

(補助対象者)

第3条 補助の対象となる者は、次に掲げる要件を満たす者とする。

- (1) 現に自己が居住する住宅の修繕工事（令和元年9月9日以降に着手したものであり、第6条の規定による交付申請書の提出時点で既に修繕工事が完了しているものを含む。以下同じ。）を行うこと。
- (2) 世帯員の全員が町税（国民健康保険税を含む。）の滞納がないこと。
- (3) 農業集落排水施設等町有施設使用料の滞納がないこと。

(補助対象工事)

第4条 補助金の交付の対象となる工事（以下「補助対象工事」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 住宅の修繕工事であること。
- (2) 修繕工事に要する費用（消費税及び地方消費税を含む。以下同じ。）が20万円以上（住宅のうち、長屋、共同住宅又は店舗、事務所等と併用するものにあつては、自己が居住する部分の修繕工事に要する費用が20万円以上）の工事であること。

(補助金の額等)

第5条 補助金の額は、住宅の修繕工事に要する費用の10分の2の額又は50万円のいずれか低い額（当該住宅につき、一部損壊に係る応急修理を受けた場合にあっては、当該額から当該応急修理に要した費用を除いた額）とする。

2 前項の規定により算定した補助金の額に1,000円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てるものとする。

3 補助金の交付は、1世帯につき、1回に限るものとする。

(交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、住宅の応急修理申込書（一部損壊）兼一宮町被災住宅修繕緊急支援事業補助金交付申請書（別記第1号様式）に、次に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。

(1) 資力に係る申出書（別記第2号様式）

(2) 修繕工事着手前の住宅の被災状況が分かるカラー写真

(3) 修理見積書（別記第3-1号様式又は別記第3-2号様式）の写し

(4) 罹災証明書の写し

(5) 耐震性等の向上に資する補修確認書（別記第4号様式）（応急修理の場合を除く。）

(6) 世帯全員の町税の納税証明書

(7) 世帯全員の住民票の写し

(8) その他町長が必要と認める書類

(交付決定の通知)

第7条 町長は、前条に規定する交付申請書の提出があったときは、これを審査し、補助金の交付の可否を決定し、一宮町被災住宅修繕緊急支援事業補助金交付（不交付）決定通知書（別記第5号様式）により、当該申請をした者に通知するものとする。

(承認の申請等)

第8条 前条の規定による補助金の交付決定（以下「交付決定」という。）を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、同条第1項の規定による交付決定の通知を受けた場合において、当該通知に係る補助対象工事の内容を変更し、又は補助対象工事を中止し、若しくは廃止するときは、一宮町被災住宅修繕緊急支援事業変更（中止・廃止）承認申請書（別記第6号様式）。（以下「承認申請書」という。）に、次に掲げる書類を添付

して町長に提出し、その承認を受けなければならない。この場合において、補助対象工事の変更に当たっては、当該変更に係る事業の着手前に承認申請書を町長に提出しなければならない。

- (1) 第6条各号に掲げる書類のうち変更の内容に係る書類
- (2) その他町長が必要と認める書類

2 町長は、承認申請書の提出があったときは、その内容を審査し、変更等の承認の可否を決定し、一宮町被災住宅修繕緊急支援事業変更（中止・廃止）承認（不承認）通知書（別記第7号様式）により、当該申請をした交付決定者に通知するものとする。

（実績報告）

第9条 交付決定者は、補助対象工事が完了したときは、速やかに一宮町被災住宅修繕緊急支援事業補助金実績報告書（別記第8号様式）に、次に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。

- (1) 修繕工事に要した費用に係る契約書及び領収書の写し
- (2) 修繕工事完了後の状況が分かるカラー写真
- (3) その他町長が必要と認める書類

（額の確定）

第10条 町長は、前条に規定する実績報告書の提出があったときは、当該実績報告書の審査又は必要に応じて現地を調査し、交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認められるときは、補助金の額を確定し、一宮町被災住宅修繕緊急支援事業補助金額確定通知書（別記第9号様式）により補助金の額を交付決定者に通知するものとする。

（交付の請求）

第11条 前条の規定により補助金の額の確定の通知を受けた交付決定者が、補助金の交付を請求しようとするときは、一宮町被災住宅修繕緊急支援事業補助金交付請求書（別記第10号様式）を町長に提出しなければならない。

（交付決定の取消し）

第12条 町長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付の決定を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。

(3) 自らの責めに帰すべき事情により補助対象工事を中止し、又は廃止したとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、この告示の規定に違反したとき。

2 町長は、前項の規定により交付の決定を取り消したときは、一宮町被災住宅修繕緊急支援事業補助金交付決定取消通知書（別記第11号様式）により当該交付決定者に通知するものとする。

（交付金の返還の通知）

第13条 町長は、前条の規定により交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、一宮町被災住宅修繕緊急支援事業補助金返還命令書（別記第12号様式）により期限を定めて補助金の返還を命ずるものとする。

（その他）

第14条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行し、令和元年9月9日から適用する。